

13. 教育

1989年国連総会で採択された「子どもの権利条約」を日本も1994年に批准しています。この条約の中で、子どもの教育を受ける権利を守ることを定めています。日本では、外国籍の子どもの保護者に普通教育を受けさせる義務を課してはいませんが、子どもたちは教育を受ける権利があります。

【日本の教育制度】

(1) 6・3・3・4制

日本の教育制度は基本的に、小学校6年、中学校3年、高等学校3年、大学4年（短期大学は2年）となっています。

※長浜市では、義務教育9年間（小学校6年間、中学校3年間）を一貫して教育する義務教育学校（小中一貫教育校）があります。

(2) 義務教育

小学校と中学校は義務教育として、すべての子どもたちが入学して卒業しなければなりません。

義務教育は、日本の国民に対する義務ですが、日本に住んでいる満6歳～15歳の外国籍の子どもは、国籍を問わず、本人が望めば日本人と同等の負担で地域の小学校や中学校、義務教育学校への入学・編入ができます。



(1) 小学校・中学校

日本では、小学校（6年間）と中学校（3年間）が義務教育です。学校生活ならではの習慣や行事、規則などがあります。それらをよく理解して、子どもたちが安心して楽しい学校生活を送れるようにしましょう。

また、日本の学校では年齢によって学年が決められます。外国人の子どもも原則として年齢相当の学年に編入されます。

【入学の手続き】 小中学校および義務教育学校に子どもを入学させたいときは、教育指導課へ行って日本の学校への入学を希望する意思があることを伝えて必要な手続きをしてください。

【入学通知】 住民登録をしておくと、毎年、新しく小・中学校に入学する子どもがいる家庭には「入学通知」を送付し、入学日と学校をお知らせします。※通知が来なかったら、早めに教育指導課へ問い合わせてください。

【注意】 病気などの理由で就学に差し支えるとき、盲学校、ろう学校、養護学校へ就学するときや、住所などに変更があったとき等は、教育指導課へ連絡してください。

市内小中学校および義務教育学校に関する情報はこちらから

(小中学校および義務教育学校一覧 URL : 長浜市 HP より)

<https://www.city.nagahama.lg.jp/0000002007.html>

教育指導課

65-8605



(2) 就学援助制度

市では、長浜市内に住所を有し、子どもが県内国公立の小・中学校または義務教育学校に在籍されている家庭で、経済的に困りの保護者を対象に、学校の勉強に必要な費用（学用品費、新入学児童・生徒学用品費、修学旅行費、給食費など）の一部を援助しています。就学援助の申請は、毎年度必要です。

申請はいつでもしていただけますが、就学援助費の給付は、申請（受付）のあった月の翌月分から（申請日とその月の初日ならその月分）となります。希望される方はすこやか教育推進課へお問い合わせください。

すこやか教育推進課

65-8606
